

様式第4 (第38条第1項関係)

(表)

(裏)

	第 号	
石綿による健康被害の救済に関する法律第50条の6第2項の規定による身分証明書		
<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> 写真	職名及び氏名 生 年 月 日 年 月 日発行	印
独立行政法人 環境再生保全機構理事長		

石綿による健康被害の救済に関する法律抜すい

(特別事業主に対する報告の徴収等)
 第50条の6 機構は、特別提出金の徴収に
 関係し必要があると認めるときは、特
 別事業主に対し、報告若しくは文書の
 提出を命じ、又は当該職員に、特別事
 業主の事務所に立ち入り、関係者に質
 問させ、若しくは帳簿書類(その作成
 又は保存に代えて電磁的記録(電子的
 方式、磁気的方式その他人の知覚によ
 っては認識することができない方式で
 作られる記録であつて、電子計算機に
 よる情報処理の用に供されるものを
 う。)の作成又は保存がされている場
 合における当該電磁的記録を含む以
 下同じ。)を検査させることができる

2。前項の規定により立入検査をする職
 員は、その身分を示す証明書を携帯し
 、関係人に提示しなければならない。

3。第1項の規定による立入検査の権限
 は、犯罪捜査のために認められたもの
 と解してはならない。

第88条 (略)

2 (略)

3 第50条の6第1項の規定による命令
 に違反して報告をせず、若しくは虚偽
 の報告をし、若しくは文書を提出せず
 若しくは虚偽の記載をした文書を提出
 出し、又は同項の規定による当該職員
 の質問に対して、答弁をせず、若しく
 は虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒
 み、妨げ、若しくは忌避した者は、6
 月以下の懲役又は30万円以下の罰金に
 処する。

第90条 法人(法人でない労働保険事務
 組合等を含む。以下この項において同
 じ。)の代表者又は法人若しくは人の
 代理人、使用人その他の従業者が、そ
 の法人又は人の業務に関して、第88条
 又は前条(第1項第1号及び第2項第
 1号を除く。)の違反行為をしたとき
 は、行為者を罰するほか、その法人又
 は人に対しても、各本条の罰金刑を科
 する。

2 (略)

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、
 日本工業規格B 7とする。